

社会福祉法人日本失明者協会
役員日当・交通費規程

(役員とは)

第1条 この規程においては、役員とは理事長、常務理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員、会長、顧問、参与のことをいう。

(役員が役員会議等に出席した場合の日当)

第2条 役員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、又は理事長が特に指定する入札に出席した場合の日当は次の通りとする。

(1) 深谷市内居住者並びに、深谷市から30km以内居住者の場合は5,500円。

(2) 深谷市から30km以上60km以内居住者の場合は6,500円。

(3) 深谷市から60km以上地域居住者の場合は7,500円。

※上記距離数は、自動車で移動した場合の距離数。

(監事が監査報告書を作成した時の日当)

第3条 監事が監査報告書を作成し、これを理事長に提出した時の日当は10,000円とする。

(役員交通費)

第4条 役員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、又は理事長が特に指定する入札に出席した際の交通費は次の通りとする。

(1) 深谷市内居住者の場合は600円。

(2) 深谷市から10km以上30km以内居住者の場合は1,000円。

(3) 深谷市から30km以上60km以内居住者の場合は1,600円。

(4) 深谷市から60km以上90km以内居住者の場合は4,500円。

(5) 深谷市から90km以上地域居住者の場合は、その距離を考慮して理事長が決定する。

※上記距離数は、自動車で移動した場合の距離数。

(施行期日)

第5条 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(改定)

1. 平成13年4月1日より評議員会を設置することから役員数が大幅に増加するので、役員の日当の額を引き下げる。
2. 平成14年8月1日より役員労力を考慮して、役員の日当を若干引き上げる。
3. 令和2年4月1日より役員の日当と交通費の額を引き上げることや、規程の名称を変更する等の改定を行う。